

令和7年第2回姫路市議会定例会（未定稿）

令和7年6月13日（金）

○白井義一議員（登壇）

おはようございます。

公明党、白井義一でございます。

今、私たちを取り巻く社会はかつてないほどの複雑かつ深刻な課題に直面しております。物価高騰による家計への圧迫が続き、近年の天候不順や担い手の問題による米の供給不足、加えて出生率は毎年過去最低を更新し続けています。

さらに兵庫県政における混乱は今なお収束の兆しが見えない中、本市を取り巻く環境はますます厳しく、地方自治体としての的確な対応が一層求められております。

このような時代だからこそ、市民の皆様の小さな声に耳を傾け、真摯に受け止める必要があると考えます。

本日は姫路市政にとって意義深き一般質問となりますよう努めてまいりますので、市長をはじめ、理事者の皆様方には誠意あるご答弁を賜りますようお願い申し上げます。

通告に基づき、11項目にわたり一般質問をさせていただきます。

1項目めは、ふるさと納税の実質収支改善に向けた取組について伺います。

本市の令和5年度のふるさと納税実質収支は約3億2,600万円の赤字であったと聞いております。ふるさと納税制度は地域活性化や財源確保の有効な手段であるため、黒字化を目指し、寄附額増額に向けたさらなる取組が必要であると思います。

そこで、以下3点について質問します。

1点目は、多額の赤字について市としてどのように認識し、要因をどのように分析されているのかお聞かせください。

2点目は、黒字化に向けた具体的な改善策について伺います。

寄附額を増やす戦略やプロモーションの展開、黒字化に向けた数値目標などが設定されているのかについてお聞かせください。

3点目は、令和7年3月より導入された関西おでかけ納税について、本市は姫路城や好古園で使えるデジタル入場券、飲食店や宿泊施設で使える商品券の提供を開始いたしました。

これは観光促進と納税収支改善を両立する施策として期待されていますが、この制度の成功に向けた取組強化策について伺います。

ふるさと納税は本市財政に大きな影響を与える要素であり、市民の関心も高いと思います。赤字を放置せず早期黒字化に向けた明確な姿勢と行動を求めます。全国の方に姫路市にふるさと納税してよかったと思っていただけるよう、具体的な決意を込めた答弁をお願いいたします。

2項目めは、デジタル社会に内在するリスクと課題について伺います。

インターネットの急速な普及により生活は便利になった一方で、新たな社会問題も顕在化しています。2024年の兵庫県の内部告発文書問題から兵庫県議会の百条委員会、兵庫県知事選挙等に対して報道機関の偏向報道があるとかないとか、SNSでは根拠のない情報や誹謗中傷が広がり、多くの人が傷つき、その混乱は現在もまだ続いております。

市民が接する情報の正確性を見極めるネットリテラシーやメディアリテラシーの育成は、混乱の防止や民主主義の健全化に不可欠であると考えます。

また、オンラインカジノや闇バイト、闇金融など、ネットを介した犯罪の増加も深刻です。青少年が巧妙な手口で巻き込まれ、依存症や多額の借金を背負うケースも多く見られます。さらに、高齢者のスマートフォン利用が増える中、ネット詐欺の被害も拡大しております。

このような時代であるからこそ、教育・啓発・相談体制など、予防の観点から市の対応も重要であると考えます。

以下、3点について質問します。

1点目は、ネットリテラシーの向上について。

本市の学校教育において、子どもたちに対するネットリテラシー教育の現状を伺います。

スマートフォンの普及により、子どもが誤情報や中傷に触れる機会が増えているため、教育の充実が求められます。また、大人への誹謗中傷被害の深刻化にも、市としてどのように対応しているのか、ご所見を伺います。

次に、青少年をネット犯罪から守ることについて。

オンラインカジノや闇バイトなど、青少年がインターネットを通じて巻き込まれる犯罪が増加しています。警察の取締りだけでなく、市として青少年を守るためにどのような予防策・支援策を講じているのかお聞かせください。

3点目は、高齢者をネット詐欺から守ることについて。

高齢者を狙ったネット詐欺が巧妙化・多様化しています。例えばフィッシング詐欺、偽メールで情報を抜き取る、ワンクリック・ゼロクリック詐欺、不審な画面から高額請求、サポート詐欺、偽のウイルス警告で遠隔操作させ金銭をだまし取るといったこれらの被害を防ぐために、市はどのような対策・支援を行っているのか伺います。

情報があふれる現代において市民が正確な情報を見極める力を身につけることは、市政への信頼にも関わる課題です。姫路市として積極的な対応を要望します。

3項目めは、官民連携による防犯カメラ設置の推進について伺います。

地域の安全・安心の確保は、市民生活の質の向上において重要な課題です。犯罪防止や迅速な捜査、市民の体感治安向上において、防犯カメラの有効性は広く認識されています。

本市では、これまで自治会による防犯カメラ設置を補助してきましたが、高齢化や人口減少により自治会の維持管理負担や設置場所の偏りなどの課題が見られます。

全国では、財政負担を抑えつつ設置台数を増やすため、民間企業と連携して防犯カメラ設置を進める自治体が増加しています。

佐賀市では、一般社団法人や自販機協会と協定を結び、防犯カメラ及び災害対応型自動販売機等を市内に設置する取組を行っています。設置や維持費は協会が負担し、市は設置場所の提供や協力依頼を行う形で、実質的に費用負担なく防犯力の強化を実現しております。

この取組により、通学路や学校敷地内などにも費用をかけず防犯カメラを設置でき、子どもの安全対策、犯罪抑止や早期対応に大きく貢献しているとのことでした。

本市のこれまでの補助事業も、防犯力向上に一定の効果を上げてきたと認識しておりますが、より持続的に広範な防犯体制を構築するには限界があります。このような官民連携によるモデルは、費用を抑えつつ防犯カメラ網を拡充できる有効な手段であり、本市においても導入の検討を進めるべきと考えます。

市民が安心して暮らせるまちづくりに向け、官民連携による防犯カメラ設置の推進を強く要望いたします。

4項目めは、令和の米騒動・姫路市における農業の持続可能性について伺います。

1点目は、令和の米騒動に対する姫路市の現状認識と対応状況について。

近年、全国的に米の供給不安や価格高騰が続き、令和の米騒動とも言われております。国による備蓄米放出などの対策が行われていますが、価格の高止まりが続いております。

姫路市でも食料の安定供給は市民生活に直結する課題であり、対応が求められます。

平成18年の市町村合併により農地が約1.4倍に拡大した本市では、令和5年の農業産出額のうち米が30.1%を占め、米は本市の主要な農産物の1つとなっております。

本市として、この米不足・価格高騰の現状をどう認識し、情報収集や市民への情報提供、そして米の安定供給に向けてどのような対応策を講じているのかお伺いいたします。

2点目は、農業の担い手不足解消と持続可能な農業推進への取組について。

農業全体で担い手不足が深刻化し、姫路市でも農業従事者の高齢化が進行し、2005年から2020年の間に農家数は半減。稲作の持続可能性が危ぶまれています。持続可能な農業へ向けて、以下の内容について市の取組を伺います。

まず、スマート農業の推進について。

効率化・省力化を実現するスマート農業は担い手不足解消の鍵となります。

本市では、農業における担い手の減少や高齢化の進行を踏まえ、持続可能な農業の実現を図るために認定農業者、認定新規就農者及び集落営農がスマート農業を促進する機械等の購入に係る経費の一部を支援されていますが、米作を含む広範な農業にはどのように展開されていますか。

また、技術導入支援や普及啓発の具体策についてもお伺いいたします。

次に、農地の集約化と農地バンクの活用について。

市内の水田は小区画が多く、効率化の妨げとなっております。令和6年の耕地面積4,370ヘクタールのうち、田は4,140ヘクタールありますが、販売を目的とした作付面積は1,660ヘクタールとなっております。

新規就農者への農地提供を含めた農地の集約化や有効活用のための施策、農地バンク活用の拡大について、市の考えをお聞かせください。

次に、新規就農者の育成・支援について。

就農者の確保は農業の持続性を支える重要課題です。本市では就農コンシェルジュを設置し、就農相談や支援事業を展開されています。さらに、ひめじ帰農塾修了生への

補助、経営発展支援事業などの支援が行われています。これらの成果や、今後の目標・支援強化の方針について伺いたいします。

次に、農福連携の強化についてお聞きします。

人手不足対策と障害者の社会参加を両立する農福連携は、地域活性化にも資する施策です。本市でも果実の収穫やリンドウの管理等で連携が進みつつあります。

兵庫県では農福マッチングプロジェクトが開始され、中播磨農福連携協議会がこの6月に設立されました。本市職員も構成員となっており、農業者と福祉事業所の連携強化が期待されています。

農業生産の維持と障害者等の雇用創出に向け、農福連携推進の具体策やマッチング支援、技術支援者の育成・派遣などの取組についてお聞かせください。

現在の米不足は市民生活の不安につながっています。10年、20年先を見据え、持続可能な農政の確立と強化を強く要望いたします。

5項目めは、人と環境にさらに優しくという観点から、以下3点について伺います。

1点目は、高齢者等を対象とした粗大ごみのふれあい収集について。

本市では、介護や障害のある方を対象に可燃ごみの玄関先収集を行っており好評ですが、粗大ごみについては自力で集積所や美化センターへ搬入する必要があります。ご高齢市民からは「運ばずに困っている」との声が寄せられています。

他都市では、職員が玄関先まで収集する個別収集や運び出し支援を導入しており、生活支援や見守りにもつながる福祉施策となっています。

本市として、高齢化が進む中、粗大ごみの排出困難者への支援をどのように認識し、今後どのように対応を検討していくのか、ご所見を伺います。

2点目は、粗大ごみのリユース促進に向けたフリマアプリ運営事業者等との連携について。

循環型社会の実現に向け、粗大ごみの中で再利用可能な物品のリユースが重要です。全国ではジモティやメルカリなど、フリマアプリ運営事業者と連携し、官民一体で粗大ごみを再活用する仕組みが進められ、ごみの減量や処理費削減にも寄与しております。

本市においても、今後このような取組の導入の可能性についてお聞かせください。

3点目は、食品リサイクルループの推進について。

国内で発生する年間500万トンとも言われる食品ロスの削減に向け、各地で学校給食や事業者から出る食品廃棄物を回収・再資源化し、堆肥や飼料に活用する事業、食品リサイクルループが展開されています。

奈良県生駒市などでは、学校・スーパー・ホテル等と連携して地域循環型モデルを構築し、農業や教育、環境保全へと波及しております。

一方、本市ではもったいない運動やフードドライブは進んでいますが、事業系食品廃棄物の再資源化は本格化しておりません。市内には観光施設や飲食店が多く、再資源化による環境負荷軽減のポテンシャルは大きいと考えます。

本市として、学校給食や事業者の食品廃棄物を対象とした食品リサイクルループの構築に向け、検討・実証を始めるお考えはないのか。また、民間企業や農業・畜産業、市民啓発を含む包括的な取組についてご所見をお伺いします。

環境問題への対応は将来世代への責任です。姫路市が先頭に立ち、循環型社会の構築に向けて行動することを期待いたします。

6項目めは、投票率の改善にむけた取組について伺います。

近年の各種選挙において、本市の投票率は依然として低迷しております。直近の例として、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙では48.64%、また、同年11月17日執行の兵庫県知事選挙では50.84%と、いずれも兵庫県下で最低となりました。

以下、5点について伺います。

1点目は、この低投票率の原因について、選挙管理委員会としてどのように分析されているのか、また今後どのような対策を講じていくご予定か、ご所見をお聞かせください。

2点目は、滞在先での不在者投票についてお尋ねします。

令和3年、総務省よりマイナポータルびったりサービスによる不在者投票の投票用紙等のオンライン申請が可能となったことを踏まえ、積極的な活用が通知されました。本市においても、マイナナンバーカードと署名用電子証明書を利用して姫路市オンライン手続ポータルサイトから申請できる仕組みが整備されております。他県への単身赴任者や下宿中の大学生など、若年層を中心に不在者投票を利用する人も多いと思います。

そこで、直近の選挙におけるオンラインによる投票用紙申請の件数及び全体に占める割合、さらにその申請に関する市民への周知方法についてお示しください。

3点目として、投票所への移動に利用できる福祉サービスについてお尋ねします。

他都市の選挙管理委員会のホームページでは、投票所や期日前投票所への移動が困難な方に向けて、訪問介護や移動支援事業など福祉サービスの活用方法が紹介されています。該当する有権者がケアマネジャーや相談支援事業所、市の担当部局へ相談することでサービスを利用できる体制が整っているとのこと。

一方、本市の選挙管理委員会のホームページにはこうした案内が確認できません。これら福祉サービスの活用について、本市としてどのように取り組まれているのか、ご所見をお伺いします。

4点目は、令和5年第2回定例会における私の、投票所における合理的配慮に関する一般質問で提案した内容について確認させていただきます。

当時、投票行動に困難を伴う方々へ、支援策として投票支援カードやコミュニケーションボードの導入を要望いたしました。その後、投票支援カードは本市ホームページに掲載されダウンロードが可能となっており、一定の前進と受け止めております。

しかしながら、インターネットの利用が困難な方々への配慮についてどのように対応されているのかお伺いします。加えて、コミュニケーションボードの投票所への配備について、現在の検討状況をご説明ください。

5点目として、移動投票所やタクシー等を活用した無料送迎の実施についてお尋ねします。

特に、交通手段が限られる交通空白地域では投票所へのアクセスが課題となっており、高齢者の一人暮らし世帯などにとっては深刻な問題です。

他自治体では移動投票所の導入やタクシーによる無料送迎サービスなどに取り組む事例が見られますが、本市において、そのような取組の検討状況についてお聞かせください。

政治は健全者や経済的に恵まれた方のためだけにあるものではなく、全ての市民の声が反映されるべきものです。1人でも多くの市民に投票していただくことは、民主主義を支える上で不可欠であります。この趣旨をご理解いただき、投票率アップに向けた誠意ある対応をお願い

申し上げます。

7項目めは、林野火災予防対策のさらなる強化についてお聞きします。

近年、全国各地で大規模な林野火災が相次いで発生しており、本市においても例外ではありません。林野火災の多くは人的要因によるものとされており、発生防止のためには、市民一人一人の防災意識の向上が極めて重要です。

以下、3点についてお伺いします。

1点目は、予防啓発活動の強化について。

林野火災の主な原因は、野焼きやたき火、たばこの不始末など、人為的な不注意によるものです。火災の未然防止には予防啓発活動が非常に重要と考えます。

現在の本市における林野火災予防啓発の取組内容とその効果について、どのように評価されているのかお聞かせください。

高齢化が進む地域や山林に隣接する地域など、特に重点的な啓発が必要な地域に対する具体的なアプローチについて、お考えをお伺いいたします。

例えば、自治会や消防団との連携強化、また、デジタル媒体やSNSを活用した情報発信の強化など、より効果的な啓発活動に関する具体的な計画があればお示しください。

2点目として、大規模林野火災予防のための指導等について。

野焼きは適切に管理されないと大規模な林野火災につながるおそれがあり、その危険性についての指導が求められます。

本市における野焼きに関する届出状況や火入れに関する許可申請状況についてお示しください。

また、火災の発生につながる危険性の高い野焼き行為に対する指導についてのお考えをお聞かせください。

3点目は、地域住民・関係機関との連携強化について。

林野火災を未然に防ぎ、発生時の被害を最小限にとどめるには、地域住民をはじめ、消防や警察など関係機関との緊密な連携が不可欠です。

本市における林野火災予防に関する地域住民及び関係機関との連携体制についてお聞かせください。

今後、さらなる連携強化を図るための取組について、ご所見をお伺いします。

林野火災については、今年も大船渡市、今治市、岡山市などで大きな災害が発生しております。

本市においても毎年のように野焼き等に起因する火災が発生しており、早急かつ丁寧な防火対策が必要です。当局におかれましてはさらなる取組をよろしく願いいたします。

8項目めは、尊厳あるご逝去を支えるための市の役割についてお聞きます。

近年、少子高齢化や核家族化の進行により、身寄りが少ない、家族との関係が途絶えているなどの理由で引取り手のない遺体が増加しており、全国的な社会課題となっております。

厚労省の調査によると、令和5年度の火葬件数のうち引取り手のない遺体は約4万2,000件あり、死亡者全体の約2.7%に上り、今後も増加が見込まれています。

法律上は死亡地の自治体に対応することとされていますが、運用マニュアルの整備状況には差があり、統一基準が存在しません。実態調査でも、マニュアルを策定している自治体は全体の11.3%にとどまりました。こうした背景から、各自治体において地域の実情に応じた対応マニュアルの整備が推奨されています。

本市においても、既に引取り手のない遺体への対応は多く発生しており、火葬や遺骨の保管、遺族捜索など、行政には多大な人的・時間的負担と心理的負担が生じています。故人の尊厳を守るためにも、本市が果たすべき役割は重要であると考えます。

そこで、以下4点について質問いたします。

1点目は、本市における引取り手のない遺体の現状と課題について、過去数年間の発生件数の推移をお示しく下さい。

あわせて、火葬費用の負担、遺骨保管の実務、遺族捜索の労力など、対応上の具体的な課題を市としてどのように認識しているのか、ご所見を伺います。

2点目に、対応ガイドライン策定の必要性について。

現時点では本市に対応マニュアルは策定されているのかお伺いいたします。

未策定であれば対応の属人化や職員の心理的負担の増加が懸念されます。他自治体では、弁護士や社会福祉協議会と連携して包括的な支援体制を構築している例もあります。

本市も関係機関と連携し、市民と職員が安心できるガイドラインを整備すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

3点目として、本市の終活支援の現状と今後の展開について。

昨年度より開始された本市の終活支援事業は市民の不安軽減に有効であり、引取り手のない遺体対応の抑制にも寄与するものと考えます。

終活相談や民間葬祭事業者の紹介などの取組について、現在の状況、市民の反応、今後の方向性をお示しく下さい。

4点目は、「(仮称) 姫路市孤独・孤立官民連携プラットフォーム」についてお伺いします。

今年度新設予定のこのプラットフォームは、孤独・孤立の社会課題に官民連携で対応するものと理解しております。引取り手のない遺体問題も、孤立や貧困と密接に関係しています。

このプラットフォームにおいて、こうした課題への対応や予防支援をどのように位置づけているのか、ご所見を伺います。

引取り手のないご遺体の対応は故人の尊厳と市民の安心を守る上で今後ますます重要な課題です。行政として真摯に向き合い、適切な対応と仕組みづくりを進めていただきたいと考えております。

9項目めは、障害福祉事業所による生産活動品販売のさらなる支援についてお伺いします。

障害者総合支援法に基づき、自治体は障害福祉サービス事業所の指定や指導、利用者へのサービス提供の調整等を行うとされております。

障害福祉事業所による生産活動品販売に対する直接的な支援については、各自治体が地域の実情に応じて販売機会の提供としてアンテナショップの設置やイベントへの出展支援、広報活動の実施などを行っているところです。

本市におきましては、家老屋敷跡公園便益施設に設置されていた障害福祉事業所による生産活動品のアンテナショップ「シェアA c t.えん」が、諸般の事情により2024年3月をもって閉店いたしました。

この閉店により、障害福祉サービスの事業所において一生懸命に製作した商品の販売機会が減少したこととなりました。事業所等からは早急な代替支援を求める声が上がっており、要望していたところです。

この件について、本市がこれまでどのように取り組んできたのか、ご所見、ご報告をお願いいたします。

10項目めについては、带状疱疹ワクチン接種における市民の負担軽減について、以下2点質問させていただきま

す。

1点目は、带状疱疹ワクチン接種費用における姫路市民の自己負担額の妥当性について。

今年度より带状疱疹ワクチンが定期接種化され、高齢者の健康維持の観点からも非常に重要な施策であると認識しております。

しかしながら、本市が定める不活化ワクチンの自己負担額は1回当たり1万7,000円とされており、これは兵庫県内41市町の中でも突出して高額な設定となっております。

県内他市町の多くでは、不活化ワクチンの自己負担額が6,000円から1万円程度に収まっているのが一般的であり、「本市の設定が市民感覚とかけ離れている」、「带状疱疹の症状を軽視している」とのご意見も多数寄せられております。

「なぜ姫路市だけこんなに高いのか」、「費用が高くて接種をためらってしまう」といった声は、予防接種が推進されるべき定期事業であるにもかかわらず、経済的負担がその障壁となり、接種率の低下を招くことが懸念されます。

つきましては、このような高額な自己負担額が設定された理由について、財政的背景や制度設計上の考え方を含め、市民に対して納得のいく説明を求めます。

2点目は、今後の带状疱疹ワクチン接種費用における市民の負担軽減について。

带状疱疹は一度発症すると強い痛みを伴い、日常生活に支障を来すのみならず、带状疱疹後神経痛という形で長期間の後遺症を残すケースも多く見られます。

したがって、ワクチン接種を通じて発症を予防することは、結果として医療費の抑制にもつながる極めて重要な施策であると考えます。

市民の皆様が安心して接種を受けられる環境を整備するためにも、自己負担額の軽減は喫緊の課題であります。

他市町の補助制度の状況などを鑑み、より多くの市民が接種しやすくなるような費用設定の見直しに向けて検討を進めるご意向はあるのか、明確なご所見をお伺いいたします。

11項目めは、こどもの健やかな成長を支えることについて、以下8点伺います。

1点目は、5歳児健診の導入について。

発達障害などの早期発見と就学前に必要な支援へとつなげることを目的として、こども家庭庁は5歳児健診の全国的な実施を目指し、自治体に対する補助の引上げなど、

支援体制の強化を進めております。

現在、子どもの発育状況を確認する乳幼児健診は、1歳半及び3歳児健診が母子保健法により義務づけられておりますが、5歳児健診については自治体の任意となっており、令和4年度の国の調査では、実施している自治体は全国の14%にとどまっております。

5歳前後の時期は、対人関係や言語発達の遅れ、情緒の不安定さなどがより顕在化する時期とされており、発達障害などの兆候に気づく重要なタイミングでもあります。

そのため、こども家庭庁では5歳児健診を導入する自治体に対し費用補助を実施しており、令和10年度までに全ての自治体で実施することを目指すとしています。

具体的には、健診費用について市町村と国で2分の1ずつを負担する仕組みとしたほか、保健師や心理士などへの研修費用の補助を通じ、継続的な支援体制の構築にも力を入れております。兵庫県内においても既に令和6年度において3市町の自治体で導入が始まっております。

一方で、現在の本市においては、5歳児健診は未実施となっております。

保護者や子育て支援者の方々からは、「小学校に入ってから課題に気づいたが、もっと早く分かっていたら適切な支援ができたはずだ」、「就学直前では支援を整える時間が足りなかった」といった切実な声が多く聞かれております。

5歳児健診は発達障害や情緒的な問題に限らず、不登校・いじめ・学校生活への適応困難といった就学後に表面化する様々な課題の予防にも有効であると私は考えます。

私は令和4年第3回定例会においても5歳児健診の導入を取り上げさせていただきましたが、改めてお尋ねいたします。

本市として、こども家庭庁の方針や他自治体の先進的な取組を踏まえ、5歳児健診の実施に向けた検討を開始すべきと考えますが、当局のご所見をお伺いします。

また、5歳児健診の導入に当たっては、保健師・心理士といった専門職の確保並びに保育・教育機関との連携・情報共有体制の構築が不可欠となります。これらの体制整備について、本市としてどのように捉え、どのように対応していこうと考えておられるのか、併せてお伺いいたします。

子ども一人一人の発達を丁寧に見つめ、早期発見・早期支援へと確実に結びつける5歳児健診は、単なる施策ではなく、子どもとその家庭の未来に対する投資であると思っております。全ての子どもが安心して成長していける環境づく

りを推進されるよう心からお願い申し上げます。

2点目として、きょうだい別園の解消について伺いたします。

近年、保育所や認定こども園の入所選考において、兄弟が別々の園に通園せざるを得ない、いわゆるきょうだい別園となるケースが見受けられ、私の元にも多くの保護者の皆様から負担増に対する切実な声が寄せられております。

送迎時間の調整、複数園との連絡対応、行事日程の重複などその負担は極めて大きく、とりわけ多子世帯においては深刻な状況となっております。

実際に、自転車の前後に子どもを乗せ、別々の園を回ってから出勤し、帰りはその逆コースをたどる。こうした毎日を送っておられる保護者の姿には頭が下がる思いです。

このような状況は保護者の精神的・肉体的な負担の増大のみならず、就労継続を困難にする要因ともなりかねず、ひいては本市の子育てのしやすさや都市としての魅力の低下にもつながるのではないかと懸念しております。

本市におかれましては、これまでも待機児童対策をはじめとした子育て支援施策に力を注がれていたことは承知しております。

しかしながら、このきょうだい別園の問題は待機児童解消のその先にある質の高い保育環境の実現に向けた、まさに次なるステージの課題であると考えます。

私が当局に確認したところ、令和7年5月1日の時点で兄弟が別々の施設を利用している世帯は229世帯に上ることです。多子世帯ほどこの問題の影響が大きく、対応は急務であると認識しております。

そこで以下、伺いたします。

まず、きょうだい別園通園による保護者負担の実態と本市の認識について。

まず、本市としてきょうだい別園通園が保護者に与える具体的な負担について、どのように認識されているのか、伺います。

保護者からの相談件数や苦情、具体的な声、また、アンケート調査の実施状況とその結果など、現状の把握がなされていればお示しください。

併せて、このきょうだい別園の問題を本市として子育て支援の中でどのような位置づけに置いているのか、喫緊の課題として認識されているかどうかについてご所見を

伺います。

次に、きょうだい別園解消に向けた本市のこれまでの取組と今後の見通しについて。

次に、これまで本市がきょうだい別園の解消に向けて講じてこられた取組を具体的にお聞かせください。

例えば、入所選考における兄弟同時入所への優先順位づけ、兄弟加点の運用状況、複数園への申込みや調整に関する保護者への働きかけといった内容がありましたら、その詳細と実施実績をご説明ください。

また、これらの取組によってどの程度きょうだい別園が解消されたと認識されているのか、数値的な効果・改善状況があれば併せてお示しください。

次に、きょうだい別園となった家庭への支援について。

やむを得ずきょうだい別園となってしまった家庭に対する支援策について伺います。

駅周辺などの利便性の高い場所に送迎保育ステーションを設置し、複数の保育所などの施設への送迎サポートに取り組む自治体もあります。そのような送迎負担の軽減に向けたサポート体制について現在講じている、あるいは検討中の具体策がありましたらご紹介ください。

このきょうだい別園問題について、本市が真摯に向き合い、実効性のある具体的な改善策を早急に講じていただくことを強く要望いたします。

3点目は、朝の居場所づくりについて伺います。

近年、共働き世帯の増加により、小学校入学を機に親が直面する小1の壁が深刻な社会課題となっています。特に保護者が早朝に出勤する家庭では、小学校入学後に朝の居場所が確保できず、不安を抱える状況が続いております。

全国では、学校開門前から児童を預かる朝の居場所づくりが広がっており、国も放課後児童対策パッケージ2025等で自治体支援を強化しております。

しかし、本市が策定した「ひめじ こども・若者みらいプラン」では、この課題への具体的な取組が盛り込まれておりません。

本市が子育てに優しいまちとしての魅力を高めるためには、こうした朝の居場所づくりへの積極的な対応が不可欠と考え、伺います。

まず、朝の居場所づくりに関する認識と課題について。

当局に確認したところ、本市の保育所・認定こども園では午前7時台の登園が全体の2割近くに上り、小学校入学後も朝の居場所を必要とする家庭が多数存在すると推測

されます。

小学校は開門時間が遅く、出勤時間とのギャップにより子どもを自宅に1人残すことへの不安の声が保護者から寄せられています。本市はこの問題を共働き家庭の支援や女性の就労継続、子育て世代の定住促進に関わる重要な課題として認識しているのか、ご所見をお伺いいたします。

次に、他自治体の先進事例と導入への考えについて。

全国には以下のような先進事例があります。東京都豊島区おはようクラス、午前7時45分から登校時刻まで学校の用務員が見守る体制。大阪府豊中市、市立全小学校に開門時間を1時間前倒し、警備業者が見守り。これらは児童の安全確保と保護者の就労支援を両立させる好事例だと思います。

本市としてこうした事例の視察や情報収集を行ってきたのか、また、それを踏まえて導入の検討の可能性について、ご所見を伺います。

次に、モデル事業の実施提案について。

他都市では朝の居場所づくりモデル事業に取り組み出した事例があります。本市もモデル事業として、市内の一部小学校で登校前の一定時間、安全に過ごせる環境を提供してはいかがでしょうか。教職員の負担を増やさぬよう、地域住民・シルバー人材・NPO法人等との連携で運営する形が望ましいと考えます。

共働き家庭が安心して子育てと就労を両立できる環境整備は、人口定着や地域活性化にも直結する重要な施策です。前向きな検討をお願いいたします。

4点目は、就学援助制度の現状と今後の方向性についてお伺いします。

近年の急激な物価上昇並びにエネルギー価格や食料品価格の高騰が市民生活に大きな影響を及ぼしていることは言うまでもありません。兵庫県 lowest賃金は、令和3年度は928円でしたが、令和6年度には1,052円となり、3年間で124円、約13%の増加となっております。専門家の分析では、今年も50円程度はアップされるのではないかとされておりしています。

一方で、物価水準も令和3年を基準とした場合、令和7年までにおよそ12%上昇しているとの見通しもあります。

このような経済状況の変化を踏まえ、姫路市における就学援助制度が現在の生活実態に見合った制度設計となっているのかどうか、改めて検証する必要があると感じております。

以下3点について、市の見解をお伺いいたします。

まず、就学援助の認定基準収入額について。

就学援助の対象となる世帯の収入基準について、令和3年度以降、見直しが行われていないように見受けられます。

物価や最低賃金が上昇する一方で、収入基準が据え置かれているとすれば、実質的に制度の対象外となる世帯が増えている可能性が考えられます。

実際に、ある独り親の保護者の方から、「働く時間は変わっていないにもかかわらず、今年の収入が基準を僅かに上回ってしまい、就学援助を受けられなかった。物価が高が続く中で不支給は本当に苦しい。」との声を伺いました。

この点について、姫路市では近年の経済指標の変化を踏まえた収入基準の見直し、あるいは見直しに向けた検討を行っているのか、市のお考えをお聞かせください。

次に、補助額の妥当性について。

学用品などの就学援助における補助額についても、現在の物価水準に見合った金額となっているのか、実態に即した見直しが必要ではないでしょうか。文房具や制服、通学用品等の価格も上昇傾向にあり、家庭の経済的負担は決して軽くありません。実感としては、これらの支出が1割以上増えている印象もあります。

市として補助額の増額や状況に応じた柔軟な対応を検討されているのか、今後の方向性についてお伺いいたします。

次に、制度の周知と申請手続のハードルについて。

就学援助制度について、「制度の存在を知らない」、「申請の手続きが煩雑で諦めてしまった」という家庭が存在する可能性はないでしょうか。

現在、姫路市の就学援助率は、小学生全体に対し9.4%、中学生に対しては11.2%と伺っております。この数字は、果たして本来支援を必要とする家庭の実態に合致しているのでしょうか。より分かりやすい周知方法の工夫や、相談体制のさらなる強化が必要ではないでしょうか。

市として寄り添った支援や対応ができていているのか、お伺いいたします。

就学援助制度が、今後も真に支援を必要とする家庭に確実に届く制度であり続けるために、積極的な支援と制度改善をお願い申し上げます。

5点目は、学校図書館の現状と今後の取組について。

子どもたちの健やかな成長には、読書を通じて多様な知識や感性を育むことが不可欠です。学校図書館はその中

心的な役割を担う教育施設であり、その整備・充実はその課題であると考えます。

国においては、第6次学校図書館図書整備等5か年計画が策定され、様々な目標が掲げられています。また、第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画においては、子どもの不読率の低減やデジタル社会に対応した読書環境の整備などが求められています。

本市においても、これらの国の計画と連携し、子どもたちがより魅力的な学校図書館を利用できるよう、積極的な取組を進めるべきであると考え、以下の点について質問いたします。

まず、図書資料の整備について。

学校図書館の蔵書は、子どもたちの知的好奇心を刺激し、学習意欲を高める上で極めて重要な要素です。同5か年計画では、学校図書館の蔵書充実が明記されています。

そこでお伺いします。

本市における学校図書館の蔵書数は、国の図書標準に対してどのような達成状況にあるのか。また、図書資料の選定基準及び廃棄基準の策定状況についてお聞かせください。

特に、古くなった図書の計画的な買換えを促進するための具体的な方策について、市としてどのように取り組んでおられるのか、ご所見をお伺いいたします。

また、新聞配備については小学校2紙、中学校3紙、高等学校5紙が目標とされていますが、本市における各学校種ごとの新聞配備の達成状況と未達成の場合の今後の改善策について、併せてお尋ねいたします。

次に、学校司書の配置状況と専門性の向上について。

学校司書は学校図書館の運営において不可欠な存在であり、その専門性は学校図書館の活性化に大きく寄与すると考えます。同5か年計画では、小中学校等のおおむね1.3校に1名の学校司書の配置が目標とされています。

本市における学校司書の配置状況をお伺いいたします。

また、学校司書の専門性向上のための研修機会の提供や人材育成に対する市の取組についてもご説明をお願いいたします。

次に、学校図書館のDX化の推進について。

情報化社会において、学校図書館のDX化は子どもたちの情報活用能力を育成する上で極めて重要です。本市における学校図書館のDX化に関する具体的な取組状況についてお伺いいたします。

子どもたちが図書に親しみ、豊かな読書体験を通じてこれからの社会で求められる思考力・判断力・表現力、そして情報活用能力を育むことは極めて重要です。さらなる整備・充実に向けて、力強い取組をお願い申し上げます。

6点目は、学校施設のバリアフリー化の推進についてお伺いいたします。

文部科学省は、学校施設のバリアフリー化の推進に関し、令和7年度までに以下の目標を掲げています。

校舎については、避難所に指定されている全ての学校にバリアフリースイレーを整備すること。スロープ等による段差解消は全ての学校に整備すること。エレベーターは要配慮児童生徒が在籍する全ての学校に整備すること。屋内運動場についても同様の整備を進めること。また、バリアフリー化に関する整備計画の速やかな策定も求められております。

このような取組は障害のある児童生徒にとどまらず、高齢者、けがをした児童生徒やその保護者、さらには地域住民も含め、全ての人が安心して利用できる教育環境を実現するための重要な政策であります。

さて、姫路市立小中学校における令和6年9月1日の時点の現状と令和7年度までの整備予定を見てみますと、以下のとおりです。

校舎に関して、バリアフリーの設置率100%。スロープ等による段差解消の実施率100%。エレベーター設置校20校、設置率19%、令和7年度までの予定25校、設置率23.8%。

屋内運動場に関して、バリアフリースイレー設置校53校、設置率50.5%、令和7年度までの予定57校、設置率54.3%。スロープ等による段差解消104校、設置率99%、令和7年度まで変更なし。エレベーター設置校4校、設置率3.8%、ただし1階建ての建物のみ保有する学校を含む、令和7年度まで変更なし。また、バリアフリー化に関する整備計画の策定済みの学校設置者の中に姫路市の名は含まれておりません。

そこで、以下のことについて、市の見解と今後の方針をお伺いいたします。

まず、エレベーター設置に関する現状と目標との乖離について。

ご紹介したとおり、バリアフリースイレーやスロープ等の整備は高い達成率を示しておりますが、エレベーターの設置状況は、文部科学省の掲げる目標と大きな乖離があります。このような現状に至ったこれまでの経緯や理由につ

いてご説明ください。

また、今回の文科省の調査において、令和7年度までに5校にエレベーターを設置予定とされていますが、該当する学校名をお示しください。

次に、整備計画の策定と財源確保について。

バリアフリー化に関する整備計画の策定期間について、現時点での見通しをお聞かせください。

限られた予算の中でどのように優先順位を設定し、財源を確保していくのか。例えば、児童・生徒数が多く、かつ支援学級が設置されている学校を優先するなど、戦略的な整備が求められると考えます。

市として具体的な方針や考え方があればお示しください。

以上を踏まえ、全ての人にとって安心・安全で、開かれた教育環境の実現に向けて、積極的な取組を展開されることを強く期待いたします。

7点目は、私立中学校（以下、「わたくしりつ中学校」と呼びます。）に在籍する不登校生徒への支援の在り方について伺います。

本市に居住し、私立中学校に在籍している不登校生徒への支援の現状と今後の在り方について質問いたします。

近年、不登校の児童生徒数は全国的に増加の一途をたっており、これは本市においても例外ではありません。

姫路市立学校に在籍する生徒への支援については、教育委員会を中心に様々な取組が行われていることは承知しております。

しかしながら、本市にも私立中学校が複数存在し、また、兵庫県下にも多くの私立中学校がございます。そこに通う本市の生徒も同じ姫路市民であるという点を見過すわけにはいきません。

私立中学校は学校教育法に基づく義務教育段階の学校ですが、その設置・運営は各学校法人の責任においてなされていることから、姫路市教育委員会の直接の所管ではないことは十分に理解しております。

しかしながら、不登校という困難に直面している生徒には、公私の別なく安心して学び、社会とつながる機会が保障されるべきであると考えます。

私立中学校においても不登校生徒への支援に尽力されている学校があることは承知しておりますが、各学校の財政状況、人的資源、教育方針の違いによって支援体制にばらつきがあるのではないかと懸念しております。

実際に、本市内の私立中学校に通う不登校生徒の保護者から相談を受けた際、「その学校の対応には生徒・保護者に寄り添う姿勢が感じられない」との不満の声も聞きました。

このような状況において、公立学校に通う生徒には市の支援が届く一方で、私立中学校に通う生徒が支援体制の差によって必要な支援を受けられない、あるいは支援が行き届かないという事態が生じているのであれば、教育の機会均等の観点から看過できない問題であります。

そこで、以下の内容について市の見解を伺います。

まず、私立中学校に在籍する不登校生徒の実態把握と支援に対する認識について。

姫路市として、私立中学校に在籍する不登校生徒の実態をどのように把握されているのか。また、そのような生徒たちへの支援についてどのような認識をお持ちなのかをお伺いいたします。

例え所管外であっても、市内に居住する生徒である以上、その状況を把握し、必要な支援が行き届くよう努める責任が市にはあると考えます。

次に、私立中学校に通う不登校生徒への現行及び検討中の支援策について。

現在、私立中学校に通う不登校生徒に対し、姫路市としてどのような支援策を実施しているのか、あるいは検討中かについてお聞きます。例えば、市の教育相談機関や教育支援教室の利用案内、情報提供、あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職員による間接的支援などは私立の生徒も対象となっているのかどうか。

また、今年度から始まったフリースクール等利用支援補助金について、私立中学校に在籍する不登校生徒にも支援の対象となるのかなどについてお聞かせください。

次に、私立中学校との連携強化と支援体制構築の今後の方向性について。

今後、私立中学校における不登校生徒の格差を解消し、全ての姫路市民である不登校生徒が適切な支援を受けられるようにするにはどうするか。姫路市として私立学校との連携をどのように強化し、支援体制をどのように構築していくお考えはあるのかどうか、ご見解をお聞かせください。

所管外であっても自治体として果たせる役割は多くあると考えます。姫路市に住む全ての子どもたちが安心して

学び、成長できる環境を整えることは、私たち大人の責任であり、同時に自治体の重要な役割であると思います。

8点目は、新設される姫路市立高等学校への学校給食導入について伺いたいします。

本市では市立高校3校を再編し、2026年4月に姫路市立高等学校を開校する予定であり、現在その準備が進められています。新たな時代を担う若者の育成拠点として、市民の期待も高まっています。

本日私が一般質問で取り上げるのは、この新設校における学校給食の導入についてであります。

全国的に見て、公立高校での給食導入は増加傾向にあり、県内でも湊川高校や千種高校で導入されています。

これは高校生の食生活に課題がある現実を反映しています。文部科学省の調査によれば、高校生の約5人に1人が朝食を欠食しており、ある高校生へのアンケート調査では、昼食をコンビニのパンやおにぎり等で済ませている生徒も多いことが判明しました。こうした食生活は、集中力の低下や体調不良の増加など、様々な悪影響を招くと懸念されています。

このような背景から、給食導入は以下の点で多くのメリットがあると考えます。

第1に、保護者の負担軽減です。

共働きや独り親家庭にとって弁当の準備は負担が大きく、学食も費用や栄養面に課題があります。給食があれば、費用を抑えつつ安心して送り出せるとの保護者の声が多いです。

第2に、生徒の健康と学力向上です。

栄養バランスの取れた温かい給食により心身の健全な成長が期待でき、午後の授業への集中力向上やアレルギー対応などの健康面でも効果が見込まれます。

第3に、食育と社会性の育成です。

旬の食材や地産地消を取り入れた給食は食文化への理解と感謝の心を育みます。配膳や片付けを通じて協調性や責任感といった社会性も養われます。

第4に、次世代教育モデルとしての先進性です。

新校は姫路市の象徴ともなる存在であり、給食導入は心身の健康に配慮した教育環境が見える形で示す施策です。全国にも発信できる先駆的な取組になると思います。

本市には中学生向けの学校給食センターが2か所あり、今後の生徒数減少を見据えれば、既存施設を活用し、高校給食も十分検討が可能ではないかと考えます。

国でも小中学校給食や高校教育の無償化に関する議論が進んでおります。現行の学校給食法では高校は対象外ですが、将来的な見直しの可能性もあると思います。

手柄の地に誕生する姫路市立高等学校で、温かく栄養バランスの取れた給食が提供されることは、生徒の成長を後押しし、保護者の負担軽減にもつながります。そして、姫路市が若者を大切に育むまちであるという強いメッセージになると確信しております。

本市のご見解と今後の方向性について、伺いたいします。

以上で、私の第1問目を終わります。

○石堂大輔議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

白井議員のご質問中、尊厳あるご逝去を支えるための市の役割についてお答えいたします。

まず、引取り手のない遺体の現状と課題についてですが、親族など葬祭を行う方がおられないために市が葬祭を執行した件数は、令和4年度が39件、令和5年度が42件、令和6年度が60件と増加傾向となっており、急速な高齢化の進行に伴い、今後もますます増加していくことが想定されるため、本市としても適切に対応する必要があると考えております。

対応上の具体的な課題として、例えば、葬祭費用は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定に基づき、まずはご本人の遺留金を充当した上で、不足する部分を市費で負担し、火葬後の遺骨は名古屋山霊苑で保管することとしております。

また、遺族の検索につきましては警察が関与せず、病院などから直接市に連絡を受けるケースでは、連絡後に市において戸籍調査等を行う必要があり、遺族の把握までに日数が掛かる場合があります。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、本市の対応において一定の人的・財政的負担が生じていると認識しております。

次に、対応ガイドラインの策定の必要性についてですが、現在、本市において、引取り手のない遺体に関する事務の手順について参照している体系的な対応マニュアル等は策定しておりません。

一方で、本年3月、厚生労働省から、引取り手のない遺体に関する各自治体の対応に関わるアンケートの取りま

とめ結果が報告されました。その中では、業務が定型化されていないことから、事務処理や火葬立会いに負担を感じていることや、遺骨や遺留金品の取扱いが困難であるという課題が示されております。

本市においては、当該業務をある程度定型化しているものの、特異な事例が発生するおそれもあることから、今後、国から示される予定である対応例も踏まえ、対応マニュアル等の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、終活支援の現状と今後の展開についてであります。令和6年10月から万が一の際の緊急連絡先や遺言書の保管場所などの登録支援や一定の所得等の要件を満たす希望者には、葬祭事業者をご案内し葬儀や納骨に関する契約に向けた伴走などを行う終活支援事業を開始し、随時相談を受け付け、まずはご自身の不安を整理するところから支援を行っております。

5月末日までの相談件数は、複数回利用の方を含め延べ51件あり、相談にお越しいただいた方の反応としましては、「話すだけでもスッキリした。」「不安ばかりが大きくなっていたが、気持ちの整理ができてホッとした。」などの好意的なお声をいただいております。

今後は、本事業の利用を希望される方のほか、民生委員・児童委員や専門職の方にも事業を知っていただくため、市政出前講座等を活用しながら、市民の皆様が自分の望む最期を迎えることができるよう広く事業の普及に努めてまいります。

最後に「(仮称) 姫路市孤独・孤立官民連携プラットフォーム」についてであります。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こりうる社会全体の問題であるため、行政、民間、NPO等が相互に連携して対応することが重要であります。

「(仮称) 姫路市孤独・孤立官民連携プラットフォーム」では、こうした考えも踏まえ、幅広く参画者を確保し、それぞれが顔の見える関係性を築くことを通じて、息の長いきめ細かな支援体制の構築を目指すものであります。

議員ご指摘の引取り手のない遺体などの課題や予防支援につきましては、プラットフォームの設置により直ちに解決されるものではありません。

しかしながら、参画者間で緊密に連携することにより、孤立や貧困に悩む方が相談しやすい環境を整備するとともに、孤独のままご逝去されることがないよう、声を上げられない方にもこれらの支援が届くような取組を行い、孤

独・孤立に悩む方が誰一人取り残されないよう、つながりが生まれる社会の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

山田副市長。

○山田基靖副市長（登壇）

議員ご質問中、私からは、3項目めの官民連携による防犯カメラの設置推進についてお答えいたします。

本市ではこれまで、登下校時の子どもたちの安全・安心や地域防犯のために、兵庫県と市の補助により地域団体の防犯カメラの設置を支援し、現在、通学路等に約1,500台が設置されております。

また、本年度からの新たな取組として、民間事業者の自動販売機の収益で防犯カメラの設置や維持管理を賄う、防犯カメラつき自動販売機の活用につきまして、本年3月に連合自治会代表者会において制度の説明を行ったほか、全単位自治会への案内送付や市のホームページへの掲載など利用促進を図っているところでございます。

議員ご提案の佐賀市での災害対応型自動販売機を用いた取組につきましては、防犯カメラつき自動販売機と同様に設置には通常販売時に一定の売上げが見込まれるなどの条件があるものの、自動販売機の設置場所から離れた場所に防犯カメラを設置できることや災害時には飲料水の提供が無償で受けられることなど災害対策の1つとしても有効な手段であるものと認識しており、今後、従来の防犯カメラとの機能面や役割面の違いなどを考慮しつつ、地域団体のご意見などもいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

本市の防犯カメラ設置補助制度の現状としては、財源となる地域社会活性化基金の減少傾向が続いており、県の補助事業も縮小されている中、今後も引き続き、市内各地域の安全・安心を守る活動支援に向けて様々な手法を検討・活用しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長（登壇）

私からは1項目めについてお答えいたします。

まず、1点目の多額の赤字についてでございますが、ふるさと納税制度を利用した本市への寄附額は、令和3年度に1億円を超えて以降、年々増加しており、令和5年度は

約2億6千万円となっております。

一方、市民が同制度を利用し、市外の自治体へ寄附したことに伴い減少した住民税の額も年々増加しており、令和5年度では18億3,000万円に上っております。

このため、国からの補填や、募集に係る経費を差し引きした後の令和5年度のふるさと納税の実質的な収支は、議員お示しのとおり、約3億2,600万円の赤字となっております、本市のような人口規模の大きい自治体におきましては、域外への流出額が年々増加する傾向が続いていることから、今後も厳しい状況が続くと考えております。

次に2点目の黒字化に向けた改善策についてでございますが、黒字化に向けては、市の特色ある事業や魅力ある返礼品等について積極的に情報発信し、寄附額のさらなる向上に努めているところでございます。

昨年度は、新たな寄附者に幅広くアプローチするため、本市の返礼品を取り扱う民間のふるさと納税ポータルサイトを7サイトから14サイトに増やしたほか、税額控除の手続において、確定申告が不要となるワンストップ特例申請の手続をオンライン化するなど、寄附者の利便性の向上に向けた取組を進めました。

返礼品につきましても、食品・日用品から嗜好品や旅行商品まで幅広い価格帯でバラエティに富んだものを用意しており、魅力ある本市の返礼品を通して本市のファンになっていただき、継続的に応援していただけるよう今後も充実させてまいりたいと考えております。

また、本市の返礼品が寄附者の目に触れやすくするため、ポータルサイト上での検索連動型広告やバナー表示など、効果的な手法を中心に積極的に情報発信に取り組むほか、金融機関等と連携し本市の事業をPRすることで、企業からの寄附の獲得にも努めているところでございます。

引き続き、地方を応援するという制度本来の趣旨を踏まえ、ルールを遵守しつつ、まずは、赤字の解消を目標に、寄附額の向上に鋭意取り組んでまいります。

次に3点目の関西おでかけ納税についてでございますが、同サイトは、令和7年3月に導入したところであり、5月末現在、返礼品である電子チケットが使える加盟店は、姫路城や好古園のほか、主に姫路駅から姫路城までのエリアの飲食店など約80店舗となっております。

現時点では、観光客等の現地消費を促進する観点から、飲食店を中心に加盟店の開拓に力を入れておりますが、これからは、観光施設などへの働きかけも行っていきたい

と考えております。

今後はさらなる利用促進に向け、事業者や関係部局と連携を図り、他のエリアへの加盟店の拡充や、加盟店の店舗内でのポップやポスター展示、観光ガイドブックやウェブメディアでの制度周知など、多様な媒体を使った効果的なPRに努めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

小林市民局長。

○小林秀祐市民局長（登壇）

私からは、2項目めの1点目のうち市民局所管分及び3点目についてお答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、本市では、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルがあった場合の相談窓口を人権啓発課に開設するとともに、インターネット上の書き込みなどの事案については国等の相談・通報窓口と連携して対応しております。

また、市民がインターネットを正しく利用できるよう、本年3月に改定いたしました姫路市人権教育及び啓発実施計画に基づき、啓発誌への掲載や講演会の開催等を通じ、啓発活動に努めております。

今後も、同計画に掲げる人権課題の1つであるインターネット上の人権侵害の防止に向けて、引き続き取り組んでまいります。

次に、3点目についてでございますが、議員ご指摘のとおり、近年のネット詐欺は巧妙化・多様化しており、その被害は、警察庁公表のネット等による架空料金請求詐欺認知件数においても、令和6年は5,716件と前年に比べ約1割増加しております。

また、特殊詐欺全般の被害者については、その65.4%を高齢者が占めている状況であり、高齢者を詐欺から守ることは姫路市消費者教育推進計画でも課題に挙げております。

このような中、高齢者を狙ったネット詐欺被害を未然に防止するため、老人福祉センター楽寿園や老人クラブ等において月1回以上出前講座を実施し、実際に送られてきた詐欺の疑いのあるメールを事例として紹介するなど、具体的な情報提供を行い、啓発を行っております。

また、市が実施する高齢者向けスマホ教室やスマホサロンにおいても、スマートフォンの使用方法の説明に加え、詐欺被害に対する注意喚起を行っており、フィッシング詐

欺等の可能性が疑われる不審なメールなどについての相談を参加者から受けた場合には、消費生活センターの相談窓口を案内するなど庁内で連携し、被害防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、巧妙化・多様化する最新の事例について情報提供するなど、消費者教育の充実を図り、高齢者の詐欺被害の防止に積極的に努めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長（登壇）

私からは、2項目めの1点目の教育委員会所管部分及び2点目についてお答えいたします。

まず1点目、ネットリテラシーの向上についてでございますが、本市では、ネットリテラシーの向上のために、小学生、中学生、高校生が使える情報モラル教材を整備しております。この教材は、最新の事例が毎年更新され、収録されており、授業や家庭学習で活用しております。

次に2点目、青少年をネット犯罪から守ることについてでございますが、教育委員会では、公立・私立を問わず市内の希望する学校を対象にネットトラブル対策講座を実施しております。加えて、オープンスクールなどを利用して講座を実施することで児童生徒の学習だけではなく、保護者へも啓発する機会を設けております。

また、今年度、外部の知見を有した団体と連携し、SNSを介した闇バイトの危険性を学ぶ疑似体験プログラムの実施に向け、準備を進めている学校もございます。

以上でございます。

○石堂大輔議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長（登壇）

私からは、4項目め及び5項目めについてお答えいたします。

まず、4項目めの1点目、姫路市の現状認識と対応状況についてでございますが、米に関する状況は日々変化をしており、国が公表している最新の全国の米の市況価格は、前年と比べ約2倍と、依然高価格で推移しております。

米の価格高騰や安定供給に関しましては、国が主体となり対応が講じられている中、備蓄米の放出が進められており、本市といたしましては国が進める対策の動向を注視してまいります。

次に、2点目の農業の担い手不足解消と持続可能な農業推進についてでございます。

まず、スマート農業の推進につきましては、大規模な圃場に対応したスマート農業の展開に向けて、農業用ドローンや自動運転田植機等の導入を引き続き支援してまいります。

スマート農業機械の技術導入支援や普及啓発としましては、平成30年度から認定農業者や集落営農組織などを対象に、スマート農業機械の実演会や勉強会を実施しております。

また、令和5年度からは姫路市農林漁業まつりの会場におきまして、県やメーカーと連携してスマート農業機械の展示実演会を実施しております。

今後も、さらなる農作業の省力化・効率化を図ることができる農地の大区画化や用水路のパイプライン化を推進するほか、国や県、JAなどの各関係機関と連携協力して、スマート農業の推進に努めてまいります。

次に、農地の集約化と農地バンクの活用につきましては、農地の集積や担い手の育成を促進するため、令和5年4月に地域計画の策定が法定化されました。本計画は、各地域の実情に合わせた策定作業が進められており、現在、69農区で65プランの策定が完了しております。

未策定の地域においては、引き続き早期のプラン作成を進めるとともに、策定済みの地域においても地域の関係者と一体となって話し合いを継続し、随時、計画の見直しを図りながら、新規就農者等の育成をはじめ、地域の努力で守り続けられてきた農地を次の世代に引き継いでいける環境や効率的な農業を推進する体制づくりに取り組んでまいります。

また、農地バンクにつきましては兵庫県及び公益社団法人ひょうご農林機構が事務を所管しておりますが、市におきましても農地の集積・集約化が円滑に進むよう、制度の周知や農地の貸し手、借り手の意向確認など農地バンクの推進に協力・支援してまいります。

次に、新規就農者の育成・支援につきましては、令和6年度から就農コンシェルジュを配置し、就農に向けた各種支援事業の紹介や様々な相談対応を行っております。

これにより、令和6年度の年間の相談人数は144人とコンシェルジュ配置以前の前年度と比較して大幅に増加しております。

また、令和7年5月末現在の認定新規就農者数は5人、

認定農業者数は 65 人となっております。

具体的な支援につきましては、議員お示しのとおり、令和 4 年度からはひめじ帰農塾、林田チャレンジ農園を修了した後、就農した方を対象に農機具等の購入を支援する就農支援交付金事業を、令和 5 年度からは、認定新規就農者を対象とした経営発展支援事業として、スマート農業化も含めた農業用機械や設備の導入補助を実施しております。

また、認定新規就農者を対象に就農直後の経営を支援する資金を無利子で融資するなどの資金調達支援を行っております。

今後も引き続き、県や J A などの各関係機関と連携協力を図りながら、就農内容に合わせて、希望者に寄り添った支援やアドバイスができるよう丁寧に対応してまいります。

次に、農福連携の強化についてでございますが、議員お示しの農福マッチングプロジェクトは、中播磨県民センターにおいて令和 7 年度の新規事業として実施されている事業でございます。

本プロジェクト推進のために設置されている中播磨農福連携協議会は、行政、社会福祉協議会、J A、学識経験者、福祉団体などで構成されており、本市からは農業や福祉関係部局の職員が参加しております。

本年 4 月 1 日からマッチングサイトの運用が開始されており、今後、本協議会の中で具体的な取組についての協議が進められていくものと考えております。

なお、本市独自の取組といたしましては、農業振興センターにおきまして、技術支援者等の育成のため、福祉事業所の職員を対象とした栽培技術講習会や県立姫路特別支援学校の教員や生徒に対する技術指導や就労体験のアドバイス等を行っております。

また、農林漁業まつりでは、市内の福祉事業所が生産した農産物や加工品を販売するブースを設置し、農福連携の取組を PR しております。

本市としましてはこれらの取組を継続していくとともに、県のプロジェクトに参画し、農業、福祉の両分野が相互に連携できるよう積極的に協力・支援してまいります。

次に、5 項目めの 1 点目、高齢者等を対象とした粗大ごみのふれあい収集でございますが、ふれあい収集につきましては、令和 5 年 7 月に要介護度認定に関する要件緩和を行ったため、現在利用者が大幅に増加しております。

また、限られた人員配置の中で、ごみ出し支援が必要な

方に適切にサービスが行き届くよう生活環境に最も影響を及ぼす可燃ごみに対象を絞って収集をしております。

粗大ごみにつきましては、可燃ごみと比べ排出量と排出頻度が極めて少なく、住宅内に滞留することによる生活環境への支障が少ないことから、一般廃棄物処理業者に処理を依頼するか、親族などの支援が受けられる利用者につきましては支援者による排出をお願いしております。

今後も、他都市の事例や利用者の意見を踏まえながら、支援が必要な方にできるだけ広くサービスが行き届く持続可能な事業となるように努めてまいります。

次に、2 点目の粗大ごみのリユース促進に向けたフリマアプリ運営事業者との連携でございますが、本市におけるリユースの取組につきましては、現在、粗大ごみに排出されました古着を事業者を通じて選別した後、国内循環によるリユースを実施しております。

また、エコパークあぼしの搬入物のうち自転車につきましては、指定管理者が一部を修理して販売しているほか、ガラスを利用した再生工作の教室を行っております。

その他の粗大ごみにつきましては、収集効率を上げるため、回収時に破砕などの減容化を行う必要があるため、販売等は困難な状況となっております。

一方、議員がお示しのとおり、循環型社会の実現に向けては、ごみとして処分するのではなくリユースすることが重要となっており、他の自治体におきましては、市民にリユースを推進するため、フリマアプリを運営する事業者と連携し、プラットフォームの利用を促したり、直接自治体がフリマアプリなどを活用し、回収した家具等の販売などを行っているところもございます。

また、本市においても、リサイクルショップへの持込みやフリマアプリなどを利用される人が増加傾向にあると考えており、粗大ごみとして排出される前に、市民に対しリユースを呼びかけてまいります。

積極的にリユースに取り組むことはごみの減量につながることから、フリマアプリの運営事業者との連携の可能性についても調査・研究を行ってまいります。

最後に、3 点目の食品リサイクルループの推進でございますが、食品廃棄物のリサイクルの全国的な事例といたしましては堆肥化や肥料化及び飼料化などがあり、本市においては、一般廃棄物の許可事業者のうち 1 者が堆肥化等の施設設置許可を有しており、北部及び南部学校給食センターから出る野菜くずの一部を肥料として再資源化してお

ります。

食品廃棄物のリサイクルには調理後の残渣や食べ残しに含まれる塩分などの調整が必要となるほか、運搬や保管に腐敗を防ぐために要するコスト、さらには資源化した肥料の利用先や求められる品質の確保など、食品リサイクルの拡大には様々な課題がございます。

今後、さらなる食品廃棄物のリサイクル推進に当たりましては、全国都市清掃会議などの機会を利用して情報収集を行い、本市における食品ロス削減などの施策を通じた市民啓発等を行うとともに、民間事業者とも連携しながら最適な食品リサイクルの研究を実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○石堂大輔議長

木村選挙管理委員会委員長。

○木村達夫選挙管理委員会委員長（登壇）

私からは6項目についてお答えいたします。

まず、1点目についてですが、投票率につきましては、一般的に選挙の争点、候補者の顔ぶれなど様々な要素が影響するものと言われておりまして、個別の選挙について検証を行うことは一概に難しいものと考えております。

過去の選挙結果を分析した資料によりますと、いずれの選挙におきましても若い有権者の投票率はどの年代と比べても低い水準にとどまっており、他の年代に比べて政治的な関心、投票に対する義務感、投票結果の生活への影響感覚が低いからであるとされております。

今後の対応策としましては、特に若い世代に対する意識啓発が必要であると考えられますので、平常時は学校において選挙出前講座を開催し、選挙時には学校を通じて啓発チラシを配付するなど、今後も主権者教育の一助となる取組に努めてまいりたいと考えております。

なお、選挙出前講座は、令和6年度に小学校で3回、高等学校で4回の合計7回、今年度は今日までに小学校で6回、高等学校で1回の合計7回実施しております。

また、若年層の投票率向上のため、大学機関等に期日前投票所を設けることを検討しているところでございます。

そのほか、障害者や高齢者の方々にも配慮し、投票所に段差がある場合のスロープの設置や靴を履き替えることなく投票できるよう投票所内へのフロアシートの敷設など、1人でも多くの方に投票に来ていただけるよう引き続き投票環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

今後とも市長部局、教育委員会、議会の皆様からのご意見もいただきながら、投票率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目についてですが、本市では令和4年の参議院議員選挙からオンライン請求を導入しており、直近の選挙である令和6年執行の兵庫県知事選挙では118件の請求がございました。滞在先での不在者投票の請求は全体で193件あり、オンライン請求は全体の約6割を占めております。

なお、オンライン請求も含め不在者投票制度については広報ひめじやホームページへ掲載して周知に努めており、次の参議院議員選挙については、本年7月号の広報ひめじで掲載予定でございます。

次に3点目についてですが、本市におきましても、要介護認定を受けている方や身体障害者手帳等をお持ちの方が利用可能な移動支援に係る福祉サービスがあることは承知しております。今後、担当部局とも連携しながら、選挙管理委員会におきましても、利用可能な福祉サービスについて広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目についてですが、本市では、令和5年末から投票所で必要な支援の内容をあらかじめ掲載していたく投票支援カードを導入し、市ホームページをはじめ選挙管理委員会事務局の窓口や投票所に配置するなど周知に努めてまいりました。

インターネットの利用が困難な方につきましては、投票支援カードの入手場所が限られるため、今後、福祉関係部署とも連携しながら配付方法について検討してまいりたいと考えております。

また、よくある問合せについて、あらかじめ記載されたイラストや文字などを指さして意思を伝えるコミュニケーションボードにつきましては、現在、本市では各投票所に筆談用の用紙等を備えて受付対応を行っているところでございますが、近年、他都市においてもコミュニケーションボードの導入が広がってきており、本市におきましても次回の参議院議員選挙より設置する予定でございます。

最後に5点目についてですが、移動投票所の導入につきましては、他都市の事例としては有権者数の減少や投票管理者や立会人の確保が困難となった当日投票所の閉鎖の代替策として、当該閉鎖した投票区の有権者を対象として設置した例が多く、本市におきましては109か所ある当日

投票所を維持しておりますので、現在のところ導入は考えておりません。

また、タクシー等を利用した無料送迎の実施につきましては、他都市の事例について、地域の特性や地理的な状況などを含め、その実施状況を調査・研究してまいりたいと考えております。

なお、いずれも今後の人口減少や高齢化の進行などの状況を踏まえ、将来的な導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○石堂大輔議長

改發消防局長。

○改發久樹消防局長（登壇）

私からは、7項目めについて、お答えいたします。

まず、1点目の予防啓発活動の強化につきましては、議員お示しのとおり、2月下旬に大船渡市、3月下旬に今治市と岡山市で大規模な林野火災が発生いたしました。

本市におきましては、本年1月から3月までに林野火災につながる可能性のある枯草焼却に起因する火災が14件発生しており、火災原因のほとんどが焼却時の不注意でございました。

全国的に林野火災が頻発していることを受け、野焼きが多い時期、時間帯に消防車でパトロールの実施や防災行政無線、FMゲンキ、市ホームページ、公式LINE、消防局公式Instagramといった様々な媒体を活用した集中的な啓発活動を実施いたしました。

また、商業施設が行う高齢者を対象としたイベントにて、警察と合同で啓発活動を複数回実施するとともに、病院やホームセンターなど22の事業者にも館内放送を依頼し、野焼き火災防止を呼びかけるなど幅広く取り組んでおります。

令和2年5月に飾東町大釜で発生しました林野火災を踏まえ、集中的、多角的な広報を展開しており、翌令和3年以降、林野火災は減少傾向にあり、一定の効果が出ていると考えております。

特に重点的な啓発が必要な地域に対するアプローチにつきましては、山林に隣接する地域を管轄する消防署所では、平時から乾燥注意報などの発表の有無にかかわらず消防車でパトロールを行い、焼却行為者に注意事項を記載したチラシの配付と声かけをするなど地域の実情に応じた対応をしております。

具体的には、パトロール中に火災に至る可能性のある焼却火を発見し、早期に消火、火災を未然に防いだ事例がございます。

引き続き、本市や全国の火災発生状況、気象状況を注視し、しかるべきタイミングで積極的かつ効果的な火災予防の啓発を実施してまいります。

次に、2点目の大規模林野火災予防のための指導等についてでございますが、野焼きに関しては、火災と紛らわしい煙または火災を発するおそれのある行為の届出を事前に行う必要があり、令和6年度は、とんどなどを含めて約1,800件の届出がございました。

受理の際には消火準備と常時監視、可燃物等の近くで焼却行為をしないこと、乾燥注意報・強風注意報の発表時は焼却行為を控えることといった指導を行っております。

また、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内で火入れを行う場合には火入れ許可申請が必要であり、直近3か年で害虫駆除を目的に6件の申請がございました。

申請の際には、火入れ責任者の配置・気象状況・防火帯の設置・消火具の配置・火入れ面積基準などについて指導しております。

次に、3点目の地域住民・関係機関との連携強化でございますが、自治会への回覧や警察との啓発活動のほか、関係部局と連携して広報を行うとともに、消防団と合同で林野火災を想定した訓練を行い、関係者に林野火災予防の啓発を行っております。

さらに、林野火災が発生した場合に備え、消防活動戦術を構築し、近隣消防本部との緊密な応援体制の確立、兵庫県消防防災ヘリコプターの早期要請など、被害を最小限にとどめるための対策を講じております。

林野火災は一たび発生しますと消火活動が困難な上、市民活動に多大な影響を及ぼします。林野火災の未然防止、そして市民の皆様の防火意識の向上を目指し、今後も引き続き丁寧な啓発活動に鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長（登壇）

私からは、9項目めの障害福祉事業所による生産活動品販売のさらなる支援についてお答えいたします。

「シェアAct・えん」の運営の中で確認された営業日の確保や集客、費用対効果等の課題について、令和6年度

の自立支援協議会の専門部会において、より効果的な手法等を議論いただきながら今後の方向性を模索してまいりました。

その結果、これまで市役所市民ロビー等において対面販売スタイルのみで実施しておりました販売促進支援事業「ひめじは一とふるショップ」の形態を基盤として、市内の民間店舗とのコラボによる店舗内委託販売スタイルを新たに導入して発展することにより、それらの課題解決に取り組むことといたしました。

そこで、家老屋敷跡公園便益施設を所管する観光経済局と連携し、「シェア A c t ・ えん」店舗跡の管理許可者募集に当たり、生産活動品の販売支援の視点を加味した公募型プロポーザルを実施したところ、まねき食品株式会社が出店することとなり、同社が本年7月下旬に向けてオープン予定の飲食店舗内において委託販売がスタートできるよう、現在、準備を進めているところでございます。

そこでは同社から販売促進のサポートを得て、市内の障害福祉作業所で製作された実用品や手工芸品等の高付加価値商品を観光客向けに販売するとともに、障害者アート作品の展示なども行うなど、障害者の活動の支援に結びつく持続可能な事業とすることができると考えております。

議員ご指摘のとおり、生産活動品の販売支援は事業所で働く障害のある方の生きがい創出にも寄与するものであり、引き続き姫路市障害福祉推進計画に基づいた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監（登壇）

私からは、10 項目め及び 11 項目めの 1 点目についてお答えいたします。

まず、10 項目めの 1 点目、自己負担額の妥当性についてでございますけれども、予防接種の費用はおおむねワクチン代と医師の専門的な技術料である手技料を合わせたものとなっております。

姫路市におきましては、個人の重症化予防を目的とした高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌・新型コロナの定期予防接種につきましては、ワクチン代相当額を市民の方の自己負担としてまいりました。

したがって、令和 7 年 4 月より定期接種の対象となりました带状疱疹につきましても、これまでと同様にワク

チン代相当額を自己負担の基本としております。

また、带状疱疹は値段の異なる生ワクチンと不活化ワクチンが定期接種の対象とされております。ともに带状疱疹予防の効果が認められていることから、姫路市の補助額も両方のワクチンに対して同程度となるようにしております。

その結果、生ワクチンの自己負担は 4,000 円、不活化ワクチンの自己負担は 1 回当たり 1 万 7,000 円となっております。

次に、2 点目の市民の負担軽減についてでございますけれども、生ワクチンは県内のほとんどの市町と同じ 4,000 円の自己負担額で接種が可能です。

さらに、市民の負担軽減として、非課税世帯の方の自己負担額は生ワクチンが 2,000 円、不活化ワクチンが 1 回当たり 8,000 円と課税世帯の半額とし、負担能力に配慮した自己負担額としております。

接種を希望される方がワクチンの効果や安全性、自己負担額等を考慮しワクチンを選択していただけるように、個別通知を通じて情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、11 項目めの 1 点目、5 歳児健診の導入でございますけれども、5 歳児健診の実施につきましては、子どもたちが安心して小学校に通うことができるよう、就学へのつながりがとても重要であり、保健、医療、教育、福祉が協働で健診の実施方法を検討し、フォローアップ体制を構築していくことが不可欠であると考えております。

今年度、医師会や教育委員会、こども未来局等、関係部局とともに 5 歳児健診検討会議を立ち上げ、令和 8 年度以降の実施を目指し、5 歳児健診に関する検討を開始いたしました。

議員ご指摘のとおり、5 歳児健診に関しましては、医師や心理士等専門職の確保や健診後のフォローアップ体制の構築、教育へのつながり等々の課題がございます。

今後、先行自治体の調査も行いながら、子どもたちや保護者、また保育・教育機関等の関わる全ての支援者にとって意義のある健診となるよう進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

松本こども未来局長。

○松本 浩こども未来局長（登壇）

私からは、11 項目めの 2 点目及び 3 点目についてお答

えいたします。

まず、2点目のきょうだい別園の解消のうち、きょうだい別園通園による保護者の具体的な負担と現状の把握、そして本市の認識につきましては、兄弟が別々の施設を利用する場合、送迎、行事参加に関する調整、制服や用品等の違いなど保護者に負担が生じていることは承知しているところでございます。

このような負担が生じていることから、窓口や電話において、保護者から兄弟を同一施設に転園させる手続についての相談はございますが、相談件数については集計を行っておらず、アンケート調査等も現時点で実施いたしてはおりません。

また、本市の子育て支援におきましては、まずは保育が必要な子どもが保育所等を利用できるよう待機児童の解消に向けた取組が喫緊の課題と考えておりますが、きょうだい別園につきましても保護者に負担が生じていることから、早急に解消すべき課題であると認識をしております。

次に、きょうだい別園解消に向けた本市のこれまでの取組とその効果につきましては、兄弟での申込みの際は、国からの通知でも利用調整指数上の優先度を高めることとされていることから、本市においてもこれにのっとり、令和7年度の利用調整におきましては約2,200世帯の子どもに加点することで、優先的な取扱いを行っているところでございます。

この取組により、兄弟で認可保育施設を利用する全世帯のうち約9割の世帯が同一施設を利用できており、一定の効果が得られているものと考えております。

最後に、きょうだい別園となった家庭への支援策につきましては、送迎負担の軽減に向けて、現在、本市が講じている、または検討中の具体策はございませんが、今後、保護者負担の軽減に向けて、先行他都市の取組や効果について、調査研究を進めてまいります。

次に、3点めの朝の居場所づくりのうち、まず朝の居場所づくりに関する本市の課題認識につきましては、議員ご指摘のように、令和7年3月に策定した「ひめじ こども・若者みらいプラン」においては、具体的な施策として盛り込んでおりませんが、「安心してこどもを産み育てられる環境をととのえること」を基本目標の1つとして掲げており、その達成のためには子育て家庭を地域社会全体で支える仕組みづくりが必要であると考えております。

このため、共働き家庭等の支援を行うに当たり、小学生

の朝の居場所づくりの確保は重要な課題であると認識をしております。

次に、他都市の先行事例の情報収集と導入の検討につきましては、当該自治体や国などが発信する情報の収集を行っているにとどまりますが、児童を受け入れる体制を構築するために必要となる人員や予算の確保が必要であること、学校の教職員の負担を増やさないようにするためには地域の協力や関係機関との連携を図る必要があることなどが見てとれ、導入に当たっては解決すべき課題が多いものと考えております。

最後にモデル事業の実施につきましては、現時点において事業実施は考えておりませんが、実施による効果等に係る先行事例の情報収集を行うなど、引き続き調査・研究を進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長（登壇）

私からは、11項目めの4点目から8点目までについてお答えいたします。

4点目、就学援助制度の現状と今後の方向性でございますが、まず、就学援助の認定基準額は生活保護基準額に基づき設定しており、生活保護基準の改定や税制改正等があった場合に見直しを行っております。

近年の物価上昇を踏まえますと、現行の認定基準が実態に即しているのか検証する必要があると認識しており、今後、他都市の状況や本市の財政状況等を踏まえた上で、必要に応じて認定基準の見直しを検討してまいります。

支給品目ごとの支給額は、国の補助金予算単価に基づき決定しており、国の単価改定に合わせて支給額の見直しを行っております。

次に、制度の周知方法については、毎年、全児童生徒に案内チラシを配布するとともに、市ホームページや広報ひめじにも掲載し周知を図っております。

また、小学校入学前の新1年生には、就学時健康診断の通知に併せて就学援助制度のお知らせを同封しております。

今後も引き続き、支援が必要な方に行き届くように努めてまいります。

5点目、学校図書館の現状と今後の取組でございますが、学校図書標準達成率は令和6年度末時点で市全体では小

学校 124%、中学校 117%となっております。100%達成校は小学校 59 校、中学校 32 校となっております、未達成の学校には図書購入予算を加算配当しております。

図書の選定、廃棄につきましては、全国学校図書館協議会が選定基準・廃棄基準を定めており、これを参考に各学校が判断しております。

今後も積極的な図書購入を促すために予算の確保に努めてまいります。

新聞配備の目標達成状況については小学校 12 校、中学校 4 校で達成。高等学校においては目標達成校はございません。学校図書館への新聞配備は、読解力向上や社会への興味・関心の喚起に資することから、今後も予算の確保に努めてまいります。

次に、学校司書の配置状況ですが、本市では全ての市立学校に司書を配置しており、専門性の向上として、配置前研修と年間 2 回の資質向上研修を行っております。

学校図書館の D X 化につきましては、全ての学校図書館に W i - F i を整備しており、また希望校には姫路電子図書館の書籍が閲覧できる I D 等を発行しております。

今後も読書環境の整備や調べ学習の支援等、社会教育施設と連携し、学校図書館の充実に努めてまいります。

6 点目、学校施設のバリアフリー化の推進でございますが、エレベーターの設置は平成 30 年度から本格的に整備を進めておりますが、設置の際には、教室間の移動等を考慮し、普通教室や特別教室の配置を見直す必要もあることから、長寿命化改修等校舎内部の改造を含む工事でないことが整備が困難なため、年間数校程度の整備しかできないのが現状でございます。

なお、令和 7 年度までにエレベーターを整備する 5 校は、峰相小、手柄小、飾磨小、別所小、坊勢小でございます。

次に、整備計画の策定期期ですが、令和 7 年度に見直しを予定している姫路市立学校施設長寿命化計画の中でエレベーターの整備等バリアフリー化に関して盛り込むことを検討しているところでございます。

整備の方針につきましては、肢体不自由児の在籍状況も考慮しながら、長寿命化改修工事等において引き続き整備を進めていくこととしております。

7 点目、私立中学校に在籍する不登校生徒への支援の在り方でございますが、私立学校は兵庫県の所管となっております、そこに在籍する不登校生徒の実態を直接把握することはできません。

しかし、本市在住の生徒ならば市立・私立を問わず支援が必要であると認識しております。

次に、私立中学校に通う不登校生徒への支援策ですが、本市が配置できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは市立学校が対象となっております。

また、フリースクール等利用支援補助金についても兵庫県教育委員会の補助事業を活用しているため、市立学校に在籍している児童生徒が対象となります。

しかしながら、総合教育センターに開設している教育相談及び教育支援教室は、本市在住の全ての児童生徒を対象としており、現在も私立学校の生徒が相談及び来所をしております。

また、生徒・保護者から相談があった際は、承諾を得た上で当該私立学校へ情報提供を行うなどきめ細やかな連携を図っております。

今後も、市立・私立を問わず、本市の子どもたちの健やかな成長をサポートするため、家庭・学校に寄り添いながら支援を行ってまいります。

8 点目、新設される姫路市立高等学校への学校給食導入でございますが、高等学校における給食は、夜間課程を置く定時制高校では法に基づき夕食を給食として提供しているほか、兵庫県立千種高校では法に基づく給食ではないものの、宍粟市と学校が連携して学校給食センターから小中学校と同じ献立の食事を昼食として提供されております。

一方、姫路市立 3 高校ではいずれも食堂を設置し、子どもたちの成長を支えているところです。

食は学校生活を支える大きな力であり、食育の観点から自分の体づくりに必要な食事を選択する力など、高校生に必要な学びもあることから、保護者の負担軽減という子育て政策の観点も踏まえつつ、学校における食の在り方を検討してまいります。

現在、(仮称) 姫路市立高等学校の校舎建設予定地である旧市場跡地の用地取得を進めており、今年度から建設に向けた基本計画の策定に着手することから、その中で検討を進めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

22 番 白井義一議員。

○白井義一議員

それぞれにご丁寧なご説明ありがとうございます。

第2問を3点ほどさせていただきます。

まず、農福連携のことでございますけれども、先ほどの答弁では県との連携を強化されるという内容の答弁であったと思います。

姫路市の強みとして、大手前公園をはじめとした食に関するイベントが非常に活発に開催されています。そのような姫路市が関わっているようなイベントのブースに農福連携マルシェというものを行うようにすれば農福連携の認知度がさらにアップにつながって、また、生産者の励みになるのではないかと考えております。

関連部局と相談しながら推進していただきたいと思えます。これについてご所見をお聞かせください。

2点目は、带状疱疹ワクチン接種の自己負担の件なんですけど、今、医監の答弁では自己負担額という理由の説明をしていただきましたが、他都市との金額の差ですね、不活化ワクチンの差というのは非常に大きいものとなっております現状について、ちょっと納得がいかない状況でございます。

我が公明党は全国的に地方議員、国会議員がネットワークを生かしてこの带状疱疹ワクチン定期接種化を推進してまいりました。

本市のその先ほどの価格というのがトップレベルの高額な接種金額というのは、私ども姫路市議会議員の1人として非常に肩身の狭い結果となっております。

また、本市は先ほども説明ありましたが、市民税非課税世帯の方の不活化ワクチンの接種については、自己負担1回につき8,000円が必要になっております。2回で1万6,000円かかっております。

しかし、県内でも神戸市、明石市、加古川市、稲美町、播磨町などでは住民税非課税世帯の方はこの不活化ワクチンも無料で接種できると聞いております。

生活保護世帯は不活化ワクチンの接種も含めてほとんどの自治体が無料だと思いますけれども、住民税非課税世帯の収入というのは生活保護世帯の収入よりも少ない人も多く存在しております。

非常にこの不活化ワクチン1万6,000円、まあそれやったら安い生ワクチンを打ったらいいじゃないかみたいな答弁でございましたが、不活化ワクチンは生ワクチンに比べて発症予防効果はきわめて高く、効果の持続効果は少なくとも10年以上と言われております。

どちらのワクチンを選ぶかは医師との相談によること

になると思いますけれども、本市の補助の少ないことについて多くの人から不満の声を聞こえております。

再度お伺いいたしますが、近隣他都市よりも安くしろとは言いませんが、せめて平均の補助の実現をぜひともご検討していただきたい。誠意ある答弁をお願いいたします。

それともう1点は就学援助のことでございますけれども、先ほどのご説明ありがとうございます。

先ほどの就学援助の認定額の算定根拠についてですが、生活保護基準額の1.3倍と伺っておりますけれども、生活保護室に問い合わせたところ、生活保護基準額は毎年変動していると聞いております。

どうして就学援助の認定基準額の変更がこの近年なかったのかについてお聞かせください。

また、マイナンバーカードの普及等により、就学援助の申請においてプッシュ型通知サービスなどデジタルを活用した申請業務に取り組む自治体が増えてきているようです。本市におけるそのような取組の検討などのご所見をお聞かせください。

本市の子育て世代の教育に際して、もう少し寄り添った支援の充実をよろしくお願い申し上げます。

以上で、第2問を終わります。

○石堂大輔議長

三宅農林水産環境局長。

○三宅和宏農林水産環境局長

お答えいたします。

議員お示しのとおり、市のイベントでの関連部局との連携した広報はもとよりですね、県におきまして、地元の農産物や加工品の販売を通して普及啓発を図る中播磨マルシェというものが今現在計画されております。

開催場所と日時についてはまだこれからなんです、それについてはまたこれから協議されるものと考えております。

いずれにしても、本市としまして、あらゆる機会を捉えまして、関係機関と連携を取りまして周知してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監

今回、この問題につきましてワクチンの価格の問題が焦点に当たっていることは非常に残念に思っております。

ワクチン、それから同様に不活化のほうも優れたものであるようなうわさと申しますか、喧伝されていることについても残念に思っております。

ワクチンが一人一人、どちらが適切なものかということ、かかりつけの先生と相談しながら接種していただくことが肝要であるというふうに思っております。

その上で、議員ご指摘のように、確かに姫路市の自己負担額は高いわけでございますけれども、我々としては現在あるワクチンの補助制度との公平性、一貫性という観点から自己負担額というものを設定したわけでございますので、その方向でいきたいと思っております。

今後も、保健所等を通じてその趣旨、考え方をご理解いただきながら推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長

先ほどのご質問でございますけれども、まず、認定基準額につきましては、毎年12月末日時点の生活保護基準額を基に見直しを行っております。

一方、実は平成25年から平成27年度にかけて段階的に生活扶助基準が引き下げられた際に、就学援助に急激な引下げの影響が及ばないように、平成27年度は本来より高い認定基準を設定しておりました。

現在の認定基準額の決定につきましては、この平成27年度の認定基準額と毎年見直しを行った認定基準額を比較いたしまして、保護者にとって、市民の方々にとって有利な方法を採用しているというのが現状でございます。

続きまして、プッシュ型、申請不要による支給はできないのかということだと思っておりますけれども、就学援助制度は保護者からの申請に基づき、所得状況などの審査を行った上で支給を決定するものでございます。

資格認定に当たりましては、申請者及び生計を同一する方全員の住民登録や所得情報等の調査が必要であり、これらの個人情報の把握をするためには申請という形の同意が必要であることから、プッシュ型の認定は困難であると考えております。

しかしながら、必要な方々に必要な支援が届くように、我々もしっかりと支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

以上で、白井義一議員の質疑・質問を終了します。